

シリーズ お温習い（おさらい）しましょう！

私たち県立、市立学校の教職員の休暇制度は、国の制度が適用されることはもちろんですが、都道府県、市町村の条例でも定められます。あることが当たり前の制度ですが、獲得のための長い運動の歴史があります。今回は子育てに関する休暇を取り上げます。

第5回 産前産後休暇・育児休業（休暇）

☆1976年 育児休業法成立 ※女性、しかも教職員等のみに適用

正式名称は「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母らの育児休業に関する法律」です。

- ・義務教育諸学校等の女子（女性）教育職員
- ・医療施設、社会福祉施設等の看護婦（看護師）保母（保育士）ら

は、「人材確保が困難なため、継続的な勤務を促進し、教育ないし業務の円滑な実施を確保するために創設する」とされたものです。

「当該子が1歳に達する日まで育児休業をすることができる」

9年間の運動の成果によって獲得

☆1989年 産前休暇8週間となる

それまで、産前休暇6週間を8週間に拡大する運動を続けてきました。労基法第65条に適用される民間企業で働く女性たちは、現在でも産前休暇は6週間になっています。

16年間の運動の成果によって獲得

☆1991年 育児休業法成立 ※男性を含む全職種に適用

正式名称は「地方公務員の育児休業等に関する法律」です。

「当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる」

出産や育児を機に女性が離職することが多かった時代から始まったこの運動は、

1968年 日本電信電話公社（公企業）で導入され、
↓
1976年 義務教育諸学校等、医療施設、社会福祉施設に拡大し、
↓
1991年 男性も含めた全職種に適用されてきたものです。

職種が限定されていたり、女性だけに適用されていた子育てに関する休暇制度が、全国の仲間の運動の成果により拡大しています。これは、育児時間や看護休暇、介護休暇についても同じです。日数が増えたり、対象が拡大したり、また共済組合の掛金が免除されたり、育児休業給付金が支給されたりと、子育てや生活がしやすいような仕組み作りがすすんでいます。因みに、女性の権利が確立しているイメージの強いアメリカは、有給の産前産後休暇を法制化していません。「出産に係って休む権利はあるが、無休。」のため、多くの女性が産後すぐに働き出すという現実があると聞いています。

ワークライフバランスを考えながら、働き続けるために、これからも力を合わせて必要な権利を拡大するために頑張らしましょう！